

鳥取縣公報

昭和二十六年九月二十一日
第二千二百四十六号

金曜日

本書ノ大キサハ國定規程A五列

告示

鳥取縣告示第四百二十三號

日野郡溝口町大倉耕地整理組合の換地処分については、昭和二十六年九月十五日認可した

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四百二十八號

物價統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四條の規定に基き、登録米飯提供業者の販賣する米飯等の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十四年鳥取県告示第五百八十號(外食券食堂における外食券引換食料金の統制額指定の件)は廢止する。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、統制額

種別 量 目 販賣價格の統制額

米飯	外食券一枚相當量	一〇圓〇〇錢
定食	(A) A食 (米飯、吸物、新香) 外食券一枚相當量	二五圓〇〇錢
	(B) B食 (米飯、魚、野菜の煮付 又は焼物汁物小鉢物新香)	七〇圓〇〇錢
皿料理		五〇圓〇〇錢
井物	(イ) うなぎ井	外食券一枚相當量
	(ロ) 親子井 他人井 天井	八〇圓〇〇錢
	(ハ) 卵井	七〇圓〇〇錢
	オムライス、ハイシライス、カレーライス、	六〇圓〇〇錢
	焼飯、チキンライス	七〇圓〇〇錢
壽司		
	(イ) 盛り合壽司	八〇圓〇〇錢
	(ロ) ちらし壽司	六〇圓〇〇錢

00791

いなり壽司 六〇圓〇〇錢
 (二)卷 壽司 五〇圓〇〇錢
 二、この表の統制額は外食券と引換に販賣する場合の額である。
 三、この表の統制額はサービス料を含み遊興飲食税を含まない額である。

◇鳥取縣告示第四百二十九號
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條の規定に基き羽合土地改良區より次のように理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

氏名 住 所
 故島 賢 市 東伯郡長瀬村大字長瀬
 植原 楠太郎 同
 天野 重 平 同
 小林 駿太郎 同
 酒 井 正 二 同
 三 澤 一 義 同
 河 原 高 明 同
 椿 德 同
 大字水
 大字田後

磯江 一 美 同
 秋田 義 治 同
 中井 信 治 同
 淺井 益 三 同
 山下 義 春 同
 島田 安 夫 同
 北村 光 太郎 同
 村岡 爲三郎 同
 梅田 利 康 同
 谷田 二 郎 同
 谷田 義 信 同
 仲倉 吉 藏 同
 前田 俊 治 同
 平田 彦 太郎 同
 岡本 延 次郎 同
 福本 梅 治 同
 羽田 哲 太郎 同
 大字久留
 淺津村大字下淺津
 大字南谷
 大字上淺津
 上井町大字清谷
 上北條村大字大塚
 花見村大字門田
 大字長江
 橋津村大字橋津
 大字赤池

00792

◇鳥取縣告示第四百三十號

次の土地の保安林指定の予定を取消する

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

郡	町村	大字	字	地番	地目	面積	見込	編入	所有者住所	氏名
日野	根雨	秋繩	下大塔	四八	原野	〇・五三七	〇・五三七	〇・五三七	日野郡根雨町大字秋繩	柴田源太郎
〃	〃	〃	上大塔	四九	〃	〇・一〇一	〇・一〇一	〇・一〇一	〃	柴田定重
〃	〃	〃	平ノ畑二	五〇	〃	一・一三三	一・一三三	一・一三三	〃	柴田大次郎
〃	〃	〃	〃	五一	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	五二	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	五三	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	五四	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	五五	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	五六	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	五七	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	五八	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	五九	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	六〇	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	六一	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	六二	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	六三	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	六四	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	六五	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	六六	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	六七	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	六八	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	六九	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	七〇	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	七一	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	七二	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	七三	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	七四	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	七五	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	七六	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	七七	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	七八	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	七九	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	八〇	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	八一	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	八二	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	八三	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	八四	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	八五	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	八六	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	八七	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	八八	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	八九	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	九〇	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	九一	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	九二	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	九三	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	九四	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	九五	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	九六	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	九七	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	九八	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	九九	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎
〃	〃	〃	〃	一〇〇	〃	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〃	柴田源太郎

◇鳥取縣告示第四百三十三號
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六條
 に規定する醫療機關を次のとおり指定した。
 昭和二十六年九月二十一日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

名 稱	所 在 地
馬淵内科醫院	鳥取市西町一八六
城野醫院	茶町二〇
稻富醫院	新町三〇
近藤醫院	掛出町二五ノ三
巨島醫院	岩美郡浦富町牧谷
井崎醫院	岩井町岩井八〇四
北村醫院	浦富町一七四六
山田醫院	守倍野村宮下二八七
井本醫院	福部村海士六三五
原醫院	鳥取市吉方町一八一
鳥取診療所	鳥取市西町
星野醫院	川端四丁目一五

野村醫院	氣高郡日置村
福永醫院	青谷町
近藤醫院	美穂村大字下味野
小泉醫院	吉岡村
谷川醫院	寶木村
眞嶋診療所	明治村大字上段一一一
田中醫院	湖山村
神戸村國保直營診療所	神戸村中砂見
庄司醫院	湖山村一四二二
石田醫院	氣高郡青谷町
齊藤小兒科醫院	勝谷村
中尾醫院	八頭郡若櫻町
岡田醫院	八東村大字才代二八二
大村醫院	智頭町
太田醫院	國英村大字釜口
大伊村直營診療所	大伊村
井上醫院	用瀬町
加藤醫院	用瀬町

小松醫院	智頭町
森本醫院	河原町
丹比診療所	八頭郡丹比村
桑田醫院	智頭町
菊川醫院	用瀬町
柿坂醫院	丹比村大字徳丸
中原醫院	倉吉保健所管内
中井醫院	東伯郡社村大字國府三五七
高木醫院	八橋町大字八橋一三八〇
高見醫院	倉吉町中河原五五六
岡本醫院	倉吉町大字巖城一二二八
本多醫院	三朝村大字三朝九六七
ツマ醫院	倉吉町字研屋町二四八一
伊王野醫院	倉吉町字瀨崎町
松田醫院	東伯郡泊村大字泊一
岸田醫院	倉吉町新町三丁目一〇八三
森田醫院	由良町大字妻波六九五
金築醫院	由良町大字大谷一四三七
齊藤醫院	下北條村驛前
松田醫院	淺津村大字下淺津一八六ノ三
東郷松崎町	

宮川診療所	大誠村大字瀬戸五三
山根醫院	赤碕町
伊藤醫院	倉吉町大字廣瀬二二〇
岩本診療所	西伯郡御來屋町一〇一八
伊藤診療所	米子市兩三柳四〇一九
車尾診療所	車尾九〇四ノ五
生田醫院	東町四
千代醫院	中町七六
岡空醫院	糺町一丁目二五
田邊醫院	立町二丁目九一
松浦醫院	角盤町二丁目七〇
松浦醫院	東町一一一
中西小兒科醫院	西伯郡上道村七二三次一
中會醫院	法勝寺村
鈴木醫院	大篠津村一六三九
都田醫院	渡村大字渡二二一〇
馬淵醫院	西伯郡逢坂村上市二九
萬田小兒科醫院	境町相生町一一四
中村醫院	大和村佐陀

渡部 醫院	〃	境町相生町六二
財團鳥取県済生會 法人米子診療所	〃	米子市錦町一丁目八
須山 醫院	〃	東町五五
梶谷 醫院	〃	西伯郡崎津村大字大崎一四二一
菅内科診療所	〃	高麗村大字妻木一二〇
渡邊 醫院	〃	夜見村二五三五
潮 醫院	〃	手開村大字三崎三七
堀田 醫院	〃	淀江町大字淀江八五四
田中 醫院	〃	彦名村二八七二
川上 醫院	〃	大高村大字岡成九五
足立 醫院	〃	中濱村大字佐斐神一一六三
隅田 醫院	〃	大幡村大字吉長三一三
米原内科胃腸科 醫院	〃	幡郷村
永瀨 醫院	〃	尙徳村大字上安曇三二七
三宅 醫院	〃	外江町二五二一
松井 醫院	〃	大和村大字佐陀七八〇
上村 醫院	〃	根雨保健所管内
日野上村直營診 療所	〃	日野郡黒坂町大字黒坂
	〃	日野上村大字矢戸

神奈川村國民健康 保險直營診療所	〃	神奈川村大字武庫
脇坂 醫院	〃	多里村大字多里二二三
田原 醫院	〃	日野郡溝口町大字溝口二六〇
立石 醫院	〃	江尾町大字江尾一九八六
池田 醫院	〃	山上村字笠木一〇三六
日光村國民健康 保險直營診療所	〃	日光町大字大瀧一五八
飛田 醫院	〃	溝口町大字溝口四二四
佐伯 醫院	〃	黒坂町大字黒坂

名 稱	所 在 地
石谷小兒科醫院	鳥取市上魚町一三
佐中 醫院	吉方三〇八
中本 醫院	大工町頭一二
山本 醫院	東品治一八
山本 醫院	魚町尻一〇
竹田 醫院	本町二丁目九
櫻井 醫院	立川町二丁目七九
岸田 醫院	立川町二丁目九五

濱本 醫院	〃	岩美郡福部村大字細川七二二
鳥取保健所	〃	鳥取市本町三丁目
濱村町立直營診 療所	〃	氣高郡濱村町
岸田 醫院	〃	青谷町
五島 醫院	〃	鹿野町
氣高保健所	〃	濱村町
鳥取縣済生會八 頭診療所	〃	八頭郡國中村
岸 醫院	〃	河原町
田中 醫院	〃	中私都村下津黒
安陪 醫院	〃	河原町
林 醫院	〃	大村
壺井 醫院	〃	智頭町
智頭保健所	〃	智頭町
西郷村診療所	〃	倉吉保健所管内
旭村國民健康保險 組合直營診療所	〃	東伯郡西郷村大字下余戸一二六ノ一
組直營診療所	〃	旭村大字本泉
下北條村國民健康 保險直營診療所	〃	下北條村大字弓原

上小鴨村國民健康 保險直營診療所	〃	上小鴨村大字福山一五九ノ一
入江 醫院	〃	浦安町大字下伊勢四三八
福嶋 醫院	〃	由良町大字由良宿
安梅 醫院	〃	南谷村大字大鳥居
川本診療所	〃	下郷村大字鈎
足立 醫院	〃	上井町大字上井二二三ノ二
橋田 醫院	〃	長瀬村字長瀬一一六一
吉田 醫院	〃	泊村大字泊七六〇
三輪 醫院	〃	倉吉町大字東仲町二五八七
山元 醫院	〃	上井町上井四九二
順天 醫院	〃	由良町大字由良宿五五六ノ五
林 醫院	〃	倉吉町瀬崎町二七四〇
福井 醫院	〃	東伯郡下郷村大字鈎一五三ノ四
倉吉保健所	〃	倉吉町大字越殿町
米増 醫院	〃	倉吉町東岩倉町二二二九
涌谷 病院	〃	倉吉町大字東岩倉町二二七九
連合軍要員健康保 險組合美保診療所	〃	西伯郡中濱村
大山村國民健康 保險直營診療所	〃	大山村字今在家

00797

錦織内科醫院	米子市東町六〇
森脇診療所	加茂町二丁目一四
世良醫院	立町二丁目六八
山本醫院	明治町五八
赤澤醫院	西倉吉町一六
野々村醫院	車尾八二五
米子良能院	西町六〇
淀江醫院	西伯郡淀江町大字淀江六六五
井澤醫院	余子村大字竹内二二二ノ一
木下内科醫醫院	米子市角盤町二丁目四五
財團所子診療所	西伯郡所子村大字所子
米子保健所	米子市角盤町二丁目
高島病院	西町六
根雨保健所	根雨保健所管内
福榮村國民健康保險直營診療所	日野郡根雨町 福榮村福塚一二一八
法橋醫院	根雨町
二部村直營診療所	二部村大字二部一五五四ノ二
安部醫院	江尾町大字江尾一九九七

第三種

鳥取保健所管内

名稱	所在地
鳥取赤十字病院	鳥取市西町一
鳥取県立中央病院	本町一丁目一八
市立鳥取市民病院	古市一
	倉吉保健所管内
北岡病院	東伯郡倉吉町大字明治町一〇三一ノ五
厚生病院	倉吉町大字越殿町一四〇八
	米子保健所管内
博愛病院	米子市加茂町二丁目一
	根雨保健所管内
鳥取県厚生農業協同組合連合会	日野郡根雨町大字根雨七三〇
日野病院	

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則第四號
 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八號）第十四條の規定に基き、鳥取県産業教育審議会々議規則を次のように定める。

00798

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 安田貞榮

鳥取県産業教育審議会々議規則

(總則)

第一條 鳥取県産業教育審議会條例（昭和二十六年鳥取県條例第五十一号）による鳥取県産業教育審議会（以下「審議会」という。）の会議は、この規則の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第二條 審議会に、会長及び副会長各一名を置く。

2 会長は、審議会の会議をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、委員の互選による。

(会議の招集)

第三條 審議会の会議は、会長が招集する。

(会議の定足数及び議決の方法)

第四條 審議会の会議は、在任委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。

但し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(処務)

第五條 審議会の処務は、鳥取県教育委員会事務局に於て処理する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百三十八號

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第三十五條第一項の規定による市町村農業委員会代表者會議規程を次のように定める。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西尾愛治

市町村農業委員会代表者會議規程

(總則)

第一條 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八號）以下「法」という。）第三十五條の規定による市町村農業委員会代表者會議（以下「代表者會議」という。）については、この規定の定めるところによる。

(名稱、區域、代表者の数及び調査審議事項)

00793

第二條 代表者会議の名稱區域、法第三十五條第二項の規定による代表者(以下「代表者」という。)の數及び調査審議事項は別表の通りとする。

(代表者の代理)
第三條 代表者に事故があるときは市町村農業委員会があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(會長)
第四條 會長は郡を區域とする代表者會議にあつては、その郡を所管する地方事務所長をもつてこれに充て郡を區域としない代表者會議にあつては代表者のうちから知事が任命する。

2 會長は會務を總理し代表者會議を代表する。
3 會長に事故があるときは郡を區域とする代表者會議

にあつては地方事務所長の職務を代理する者、郡を區域としない代表者會議にあつてはあらかじめ知事が任命した代表者がその職務を代理する

(議 事)
第五條 代表者會議は代表者の過半数が出席しなければ會議を開くことができない。

第六條 代表者會議の議事は出席した代表者の過半数で決する。可否同數のときは會長の決するところによる

第七條 知事又は地方事務所長は關係職員を代表者會議に出席させその議題につき意見を述べさせることができる。

附 則
この規程は昭和二十六年九月十七日から施行する。

(別 表)

市町村農業委員会代表者會議規程第二條の規定に基く名稱、區域、代表者の數及び調査審議事項

名 稱	區 域	代 表 者 の 數	調 査 審 議 事 項
岩美郡農業委員会代表者會議	岩美郡一四	各委員より一名	當該區域に係る農業委員会法第三條第三項又は第二十三條第三項第一号及び第二号の事項
八頭郡農業委員会代表者會議	八頭郡一四	各委員より一名	
氣高郡農業委員会代表者會議	氣高郡一四	各委員より一名	

00800

西伯郡	西伯郡一四	各委員より一名
日野郡	日野郡一四	各委員より一名
岩美郡西伯郡農地農業委員会代表者會議	鳥取市、大茅村、成器村、宇倍野村、面影村、津井村、米里村、倉田村、岩井町、小田村、浦富町、本庄村、東村、田後村、大蒲生村、福部村、網代村、中村、國英村、西郷村、河原町、大伊村、散岐村、上私都村、中私都村、下私都村、八頭郡中央	各委員より一名
八頭郡東部	大御門村、安部村、八東村、隼村、丹比村、若櫻町、池田村	各委員より一名
八頭郡西部	佐治村、用ヶ瀬町、大村、社村、智頭町、山郷村	各委員より一名
氣高郡東部	寶木村、瑞穂村、酒津村、鹿野町、浜村、逢坂村、勝谷村、小鷲河村、日置村、青谷町、中郷村、日置谷村、美穂部村、大郷村、東郷村、明治村、神戶村、大和村、吉岡村、上井町、西郷村、長代水村、淺津村、橋津村、宇野村、泊村、倉吉町、上花見村、合人村、下北條村、中北條村、北條村、東郷村、小鷲河村、大誠村、由良町、榮村	各委員より一名
東伯郡	旭村、竹田村、小鹿村、三朝村、三徳村	各委員より一名
東伯郡北漢	浦安町、下郷村、上郷村、古布庄村、赤碕町、成美村、以西村	各委員より一名
東伯郡南	八橋町、下中山村、高麗村、所子村、大山村、庄内村、名和村	各委員より一名
東伯郡船山	宇田川町、淀江町、光徳村、逢坂村	各委員より一名
西伯郡箕蚊屋	大和村、日吉津村、巖村、春日村、大高村、縣村、大幡村	各委員より一名
西伯郡弓浜米子	米子市、夜見村、彦名村、富益村、崎津村、渡村、上道村、境町、外江村、和田村、大篠津村、中浜村、賀野村、天守村、尚徳村、法勝寺村、上長田村、東長村、賀野村、天守村、尚徳村、手間村、五子村、石村、幡郷村、成賞村、日光村、溝口町	各委員より一名
西伯郡南	日野郡、八郷村、神奈川村、根雨町、江尾町、米澤村、日光村、溝口町	各委員より一名
西伯郡口日野	日野郡、八郷村、神奈川村、根雨町、江尾町、米澤村、日光村、溝口町	各委員より一名
日野郡奥日野	石見村、福栄村、日野上村、多里村、黒坂町、大宮村、山上村	各委員より一名

各委員より一名
當該區域に係る農業委員会法第三條第三項第三号の事項

◇鳥取縣告示第四百二十九號

昭和二十六年八月鳥取縣告示第三百九十八號をもつて公示した牛の流行性感冒予防に關する規則による指定區域中次の區域の指定を解除する。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

移動禁止解除區域

氣高郡勝部村

東伯郡山守村、古布庄村

西伯郡東長田村、大山村

日野郡(日野村、米澤村、日光村を除く)